

事例 4 : さいたま市

1 . さいたま市の概況

人口 : 1,270,476 人 (H28.1 現在推計人口)

面積 : 217.49 km²

障害者手帳所持者数	さいたま市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	33,367 人	525.2 万人
療育手帳	6,650 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	8,581 人	75.1 万人

2 . さいたま市における現状と課題

(1) 「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」の概要とこれまでの取組内容

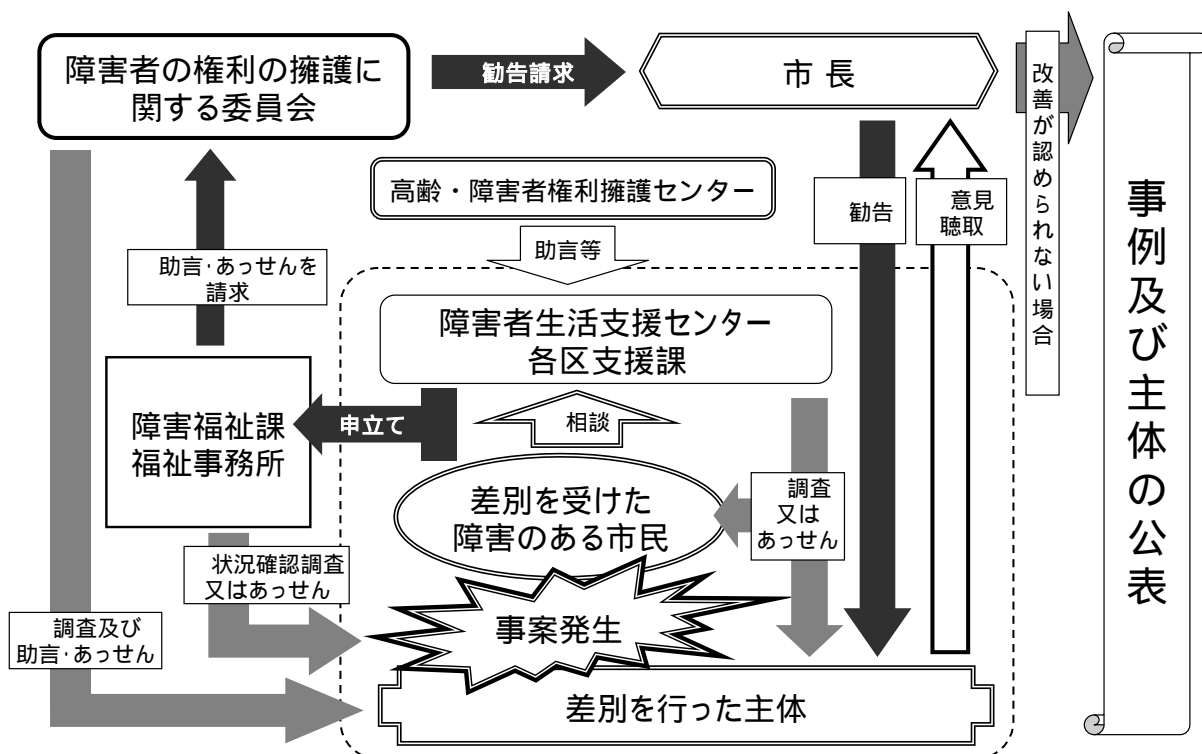
さいたま市では、平成23年3月に「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」が成立し、平成23年4月から施行された。

この条例に基づき、市内10区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、障害者差別に対する申立て（ノーマライゼーション条例第10条）があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会（以下、障害者権利擁護委員会という。）」を設置した。そのほか、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなどの取組を進めてきた。

(2) さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が521件であったにも関わらず、相談窓口寄せられた相談件数は年間数件という極めて少ない数字となるなど、事業が潜在化している可能性があることから、改めて障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について検討を行うことが求められている。

(図 1) 条例に基づく相談の流れ



3. 障害者の権利の擁護に関する委員会障害者差別解消部会

(1) 設置形態

条例により設置された附属機関(障害者の権利の擁護に関する委員会)に障害者差別解消部会を設置

(2) 構成メンバー

委員区分		所属及び職名
大学教員	(肢体)	埼玉大学教育学部 准教授
	(聴覚)	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
医師	(知的)	峯小児科 院長
	(精神)	こうぬまクリニック 院長
弁護士	(視覚)	埼玉弁護士会
		埼玉中央法律事務所
障害者 又は その家族	(肢体)	障害者(児) の生活と権利を守るさいたま市民の会
	(聴覚)	特別養護老人ホームななふく苑 施設長
	(知的)	さいたま市手をつなぐ育成会
	(精神)	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ
	(視覚)	公募委員
関係団体		人権擁護委員
		埼玉県社会保険労務士会 理事

	さいたま商工会議所 事務局長
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室 室長
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長
行政機関	埼玉労働局職業安定部 職業対策課長
	さいたま地方法務局 人権擁護課長
市職員	さいたま市消費生活総合センター 所長
	さいたま市北区役所 健康福祉部長
	教育委員会事務局 指導2課長
	大宮西中学校 教頭
オブザーバー	国土交通省関東運輸局消費者行政・情報課課長補佐
	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を平成26年7月、9月、11月に3回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議した。

（平成26年度）

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成26年 7月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について ・ 障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について ・ 障害者差別事例の収集について
第2回	平成26年 9月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別相談事例等の報告について
第3回	平成26年 11月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消に関する基本方針について ・ 障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

（平成27年度）

開催回次	開催日時	主な議題
第1回	平成27年 7月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利の擁護に関する委員会の概要及び障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について ・ 障害者差別に関する状況及び今後の取組について
第2回	平成27年 11月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行に関する準備状況等について 障害者差別解消法について さいたま市における合理的配慮の提供状況について ・ 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング ・ 障害者差別の事例について

第3回	平成28年 1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関する準備状況等について <li style="padding-left: 20px;">対応要領案について <li style="padding-left: 20px;">パンフレットについて ・ 障害者差別解消部会における審議事項等について <li style="padding-left: 20px;">相談体制について <li style="padding-left: 20px;">障害者差別事案について ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置について
-----	-------------------	---

(2) モデル会議における障害者差別や課題に関する意見等

障害者差別の特徴

- ・ 企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や経験不足に起因する障害者差別が少なからず発生している。また、障害者雇用に関しても、企業側の経験不足や障害者との相互の理解不足がその原因として考えられる。
- ・ 相談機関に相談した場合でも、大事にはしたくないと要望する相談者や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことが少ない可能性があるなど、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられる。
- ・ 障害の特性によっては、障害者差別を受けたことを認識しにくい場合がある。また、相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが苦手な障害者は、適切な相談ができない可能性がある。

障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

- ・ 障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要がある。
- ・ 障害者差別の相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICTや建築などを含む各分野の専門家の助言が必要ではないか。
- ・ 障害者差別の相談実績が少ない状況では、対応にあたり過去の類似事案との比較や対応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要である。

地域における相談体制や各機関の連携等の課題に関する意見

- ・ 障害者差別は障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、当初相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないか。
- ・ 相談を受けた所管外の事案を他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を共有する必要があるのではないか。

- ・障害の困難さ故に声を発することができない方の声に気付く方、例えば、福祉関係者や相談支援員、他の地域の方々からの相談があってもいいのではないか。
- ・生活の心配がある場合、人権相談の場で名乗ることを望まないケースがあるのではないか。氏名を聞くとそこでストップしてしまう。そうした場合には関係機関の連携が必要であり、国と地方という部分も含めて役割を分担していく必要。
- ・ハローワークも必ずしも人員体制が充実している訳ではないので、市の障害者総合支援センター、地域の雇用サポートセンターと連携していく必要。また、就労支援も自治体等の各機関との連携が重要。
- ・労働局の中でも労働基準監督署やハローワークにより若干スタンスが違うが、例えば企業で障害者への虐待があった場合、監督署とハローワークが合同で対応することもあるが、まだ数字的には少ない。

周知・啓発に関する意見

【一般の方向けの周知啓発】

- ・保護者は学校の配布物にほとんど目を通すため、現行の6年生だけではなく、中学生にも啓発冊子も配布すべきではないか。
- ・学校において、障害のある人に対する必要な配慮のみではなく、障害についてもう少し深く掘り下げた内容を取り上げるべきではないか。
- ・差別の基準が明らかになれば、理解も進み、相談も増加するのではないか。

【障害者向けの周知啓発】

- ・知的障害者については、関係機関等のフォロー体制に加え、相談しようにも相談できない点を補うべく、本人へのエンパワーメントも必要。

障害者差別に関する相談が相談機関に結びつかない課題に関する意見

- ・差別が日常的であり、差別を受けていること自体を認識できない。
- ・障害当事者の中で、もっと自分を大事にするという考え方が深まらないと、余程のことでなければ相談窓口で差別を受けたことを相談しようと思わない。
- ・精神障害の場合、家庭内で、とりわけ親の理解がないために受けるべき医療を受けることができずに病気が改善しないことや、医療を受けても家族が協力的でないために治療の効果が上がらないといったようなことが起きている。
- ・差別を受けた側にとっては、昨日、今日のことを直接相談窓口で言うというのはとても勇気のいる話である。
- ・会社の中で差別があった際に、市に相談するよりも、社内で苦情処理を取り扱う機関があればそちらで対応することになるのではないか。
- ・差別を申し立てるということ自体がかなり負担。それに、例えば民事損害賠償であれば、賠償金という話になるが、そうでないとすれば、市に申し立てたところで何になるのかと考えてしまい、相談を躊躇することになるのではないか。

相談された障害者差別に関する事例から見えてくる課題に関する意見

- ・最も身近な家族が、大ごとにしたくないなどの理由により問題解決を阻む方向に動いてしまう。
- ・問題の解決を図るためのシステムが、物事を大ごとにしたくないという理由により機能していない問題がある。単に責任を追及するのではなく、それぞれがよりよい関係を築けるシステムの構築に向けた多元的な連携を考える必要。
- ・福祉から一般就労に移行すると、制度上は計画相談やモニタリングの継続ができないことがある。そのため、就職できる力がある方ほど情報提供がなされず適切な窓口につながらないという課題がある。
- ・本人は差別と受け止めるが、周囲は逆に迷惑を被ったと受け止める事案について対応に苦慮しており、周囲との関係づくりを調整していくことが難しい。

(3) 障害者差別及び相談体制に関するヒアリング等

平成 27 年第 2 回モデル会議において、相談しやすい環境づくりに資するためのヒアリングや、最新の相談事例を基に市の対応や事例から導かれる課題について議論。

5 . 障害者差別解消に関する今後の取組について

(1) 周知・啓発に関する取組

一般市民や事業者等に対する障害者差別に当たる行為等の周知

- ・従前より作成していた啓発冊子について教育現場での活用を更に進める。
- ・事業者向けの新たな冊子を作成し、地域協議会に参加している関係機関に関連する事業者等へ配布する。

当事者に対する相談窓口や障害者差別に当たる行為等の周知

- ・障害者本人に対する研修等の働きかけなど、本人が相談するための力を育むための取組を行う。
- ・障害者差別の相談事例や解決事例等を紹介するための取組を進める。

(2) 今後検討すべき課題

相談しやすい環境づくり

- ・設置された相談窓口以外の機関等、例えば、障害者相談員、ピアサポーターや当事者団体等の社会資源の開発・活用について検討する。
- ・障害の受容に課題がある場合において、必ずしも障害者のみを対象としない相談窓口との連携について検討する。
- ・就職などライフステージの変化が生じた後においても、地域の相談機関との連携を継続する仕組みを検討する。

本人の意思の尊重

- ・ 本人の意見表明を議論の出発点にするという相談機関における認識を醸成する。
- ・ 本人が話しやすい環境を作るための手法を検討する。
- ・ 本人の意思を尊重することに関する周囲への働きかけ方について検討する。

(3) 機関連携について

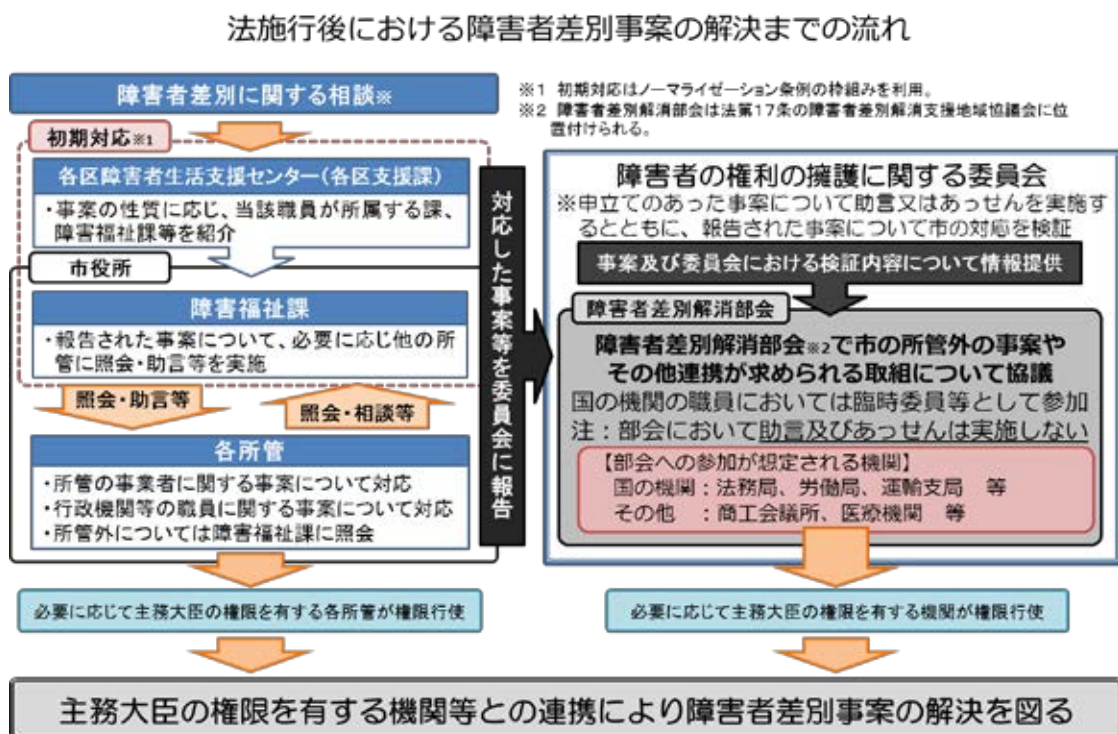
ノーマライゼーション条例第15条に規定する障害者の権利の擁護に関する委員会における助言・あっせん機能を有しない部会として地域協議会を設置。これまで参加していた機関等のほか、オブザーバー参加機関等にも参加を呼び掛け、上記の取組や課題に対し、地域で一体となって取り組む。

また、市や関係機関に寄せられた事案を、以下の図のとおり地域協議会に集約し情報の共有を進め、事案の解決を後押しする仕組み作りを併せて進める。

(図2) 想定される構成員

	分野	機関等		分野	機関等
1	障害当事者	身体障害者関係	9	学識経験者	弁護士
2	障害当事者	知的障害者関係	10	事業者	商工会議所
3	障害当事者	精神障害者関係	11	事業者	相談支援事業者
4	障害当事者	発達障害者関係	12	事業者	医療機関
5	国の機関	厚生労働省労働局	13	市職員	福祉事務所
6	国の機関	法務省法務局	14	市職員	消費生活総合センター
7	国の機関	国土交通省地方運輸局	15	市職員	教育委員会事務局
8	学識経験者	大学教員			

(図3) 法施行後における障害者差別事案の解決までの流れ



さいたま市合理的配慮PR
キャラクター「ノーマくん」



事例 5：新潟市

1．新潟市の概況

人口：810,302 人（H28.1 現在推計人口）

面積：726.45 km²

障害者手帳所持者数	新潟市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	30,638 人	525.2 万人
療育手帳	696 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	4,996 人	75.1 万人

2．新潟市における現状と課題

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）が平成 27 年 10 月 1 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行を予定。

条例は、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的として掲げるとともに、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念としており、主な特徴は次のとおり。

差別を分野別に個別具体的に規定

何が差別にあたるか、市民に明確に示している。

民間事業者の合理的配慮不提供を法的義務として禁止

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としているが、条例では法的義務としている。ただし、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指す。

障害者が社会的障壁の除去を必要としており、そのことを認識し得るときも合理的配慮の提供を義務付け

障害者から求めがあった場合だけでなく、周囲の人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合も合理的配慮を提供すべきであり、対象を拡大。

合理的配慮を提供する場合において、障害のある人の「意向を尊重し」と規定

障害のある人に合理的配慮を提供する場合、その人の意向が尊重されるべきであり「意向を尊重し」と規定。

3. 新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会

(1) 設置形態

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第8条第1項の規定に基づき、「新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会（モデル会議）」を設置。

(2) 構成メンバー（計24名）

委員区分	所属及び職名
法律	新潟県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会 会長
福祉	新潟市障がい福祉サービス事業管理者連絡会 代表幹事
医療	新潟市医師会 副会長
商品・サービス提供	新潟商工会議所 まちづくり支援課長
労働・雇用	労働局職業安定部職業対策課 課長
教育	新潟大学教育学部 教授
教育	新潟市小学校長会 会長
教育	新潟市中学校長会 会長
建物・公共交通	新潟交通 乗合バス部長
不動産	新潟県宅地建物取引業協会 会長
情報提供	新潟日報 報道部次長
情報提供	NHK新潟放送局 放送部長
幼稚園	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
保育	新潟市私立保育園協会 会長
関係団体	民生委員・児童委員連合会 会長
関係団体	新潟地方法務局人権擁護課 課長
肢体不自由	新潟市身体障害者福祉協会連合会 会長
視覚	新潟県視覚障害者福祉協会 理事長
聴覚	新潟市ろうあ協会 理事長
精神	にいがた温もりの会 理事長
知的	新潟地区手をつなぐ育成会
発達	にいがた・オーティズム
難病	新潟SCDマイマイ
行政	新潟市

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回会議	平成27年 11月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法と地域協議会（新潟市在り方検討会）の役割 ・ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 ・ 障がいを理由とした差別に係る相談事例 ・ 条例施行に向けた準備状況（周知計画） ・ 今後のスケジュール
第2回会議	平成28年 1月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市職員対応要領 ・ 新潟市の事業者向け対応指針

(2) モデル会議の主な成果

新潟市職員対応要領

- ・ 条例に規定する障がいを理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・ また、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備（人事課・障がい福祉課）研修・啓発等について記載（障がいを理由とする差別に係る研修体制は次のとおり）。

（一般職員）

研修の対象者	研修を行う者	研修名
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修

（臨時・非常勤職員等）

研修の対象者	研修を行う者	研修名
臨時的任用職員 （1号臨時職員）	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員（2号臨時職員） 非常勤職員	所属長 保育士の場合は園長	職場研修

新潟市の事業者向け対応指針

- ・条例に規定する障がい理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・新潟市独自の対応指針として位置付け、合理的配慮について障害者差別解消法を上回る内容を規定。

事例 6：浦安市

1．浦安市の概況

人口：162,921 人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km²

障害者手帳所持者数	浦安市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	2,869 人	525.2 万人
療育手帳	680 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	695 人	75.1 万人

2．浦安市における現状と課題

(1) 浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

(2) 浦安市障がいを理由とする差別の解消を推進する条例

法の実効性を担保する観点から、「職員対応要領」や「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を市の施策として定めるほか、相談体制として本市独自に「障がい者権利擁護センター」の設置等を行うため、「浦安市障がいを理由とする差別の解消を推進する条例」(以下「条例」という。)を制定することとした(平成 28 年 3 月議会上程、同年 4 月 1 日施行)。

条例の特徴は、次のとおりである。

- ・(仮称)障がい者権利擁護センター」は「障がい者虐待防止センター」の名称を変更し、障害者の虐待・差別等の相談を受ける。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」は、現行の「高齢者・障がい者虐待防止対策協議会」を「(仮称)高齢者・障がい者虐待防止及び差別解消対策協議会」とし、高齢者・障害者の虐待、差別等権利擁護全般を対応する。

3. 浦安市障がい者差別解消支援地域協議会

(1) 設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法に基づき設置された「高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を、「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」(モデル会議)と位置付けている。

このように、高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら取組を進めることについては、次のような点で効果的と考えられる。

- ・ 高齢者虐待防止と障害者虐待防止のスキームが似ている(原則市町村での対応)
- ・ 障害者手帳所持者のうち、60歳以上が過半数を占める(高齢障害者の増加)
- ・ 認知症施策においては既に先行して、認知症高齢者に対する偏見や誤解や理解不足を解消する取組がなされている(モデルとなる)

(2) 構成メンバー(26名)

委員区分	所属及び職名
医療関係	浦安市医師会 副会長
弁護士	千葉県弁護士会京葉支部
警察	浦安警察署 生活安全課長
有識者	毎日新聞社 論説委員
	淑徳大学 教授
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション 業務サービス部ノーマライゼーション推進グループ
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター長
障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター 生活介護事業所長
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット 取締役
居宅サービス	株式会社リエイ 部長
障がい者相談員(知的)	浦和手をつなぐ親の会 会長
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム 施設長
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会 副会長
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる 副センター長
	浦安市機関相談支援センター 所長
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会 副会長
	浦安市社会福祉協議会 事務局長
包括支援	新浦安駅前地域包括支援センター長
行政機関	千葉県市川健康福祉センター 地域福祉課長
	浦安市健康福祉部長
	浦安市健康福祉部 次長

	浦安市こども家庭支援センター 所長
	浦安市男女共同参画センター 所長
	浦安市健康福祉部高齢者支援課長
	浦安市猫実地域包括支援センター 所長
	浦安市健康福祉部障がい事業課長

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成26年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議	平成26年 5月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の統合について ・通報・届け出状況について ・年間計画(案)について ・障害者差別解消法について ・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について
第1回 ワーキング グループ	平成26年 7月31日(木) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市からの差別事例の報告 ・千葉県からモデル事業の実施に関する報告 ・市川健康福祉センターから ・内閣府から障害者差別解消法に関する説明 ・当面の方向性について
第2回 ワーキング グループ	平成26年 9月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別事例について ・大学・オリエンタルランドにおける取組について ・障害者差別に関する相談体制について ・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告 ・相談窓口、ヘルプカードについて ・地域フォーラム・中間報告会について
第2回 モデル会議	平成26年 11月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法について ・千葉県の調全体制について ・浦安市の差別事例について ・浦安市の優しい取組について ・中間報告会について
第3回 ワーキング グループ	平成26年 10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県との連携について
第4回 ワーキング グループ	平成26年 12月9日(火) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について
第5回 ワーキング グループ	平成27年 2月12日(水) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備について ・平成27年度の取組について

第3回 モデル会議	平成27年 2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について ・支援体制の整備について ・平成27年度の取組について
--------------	-------------------	--

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
プレモデル会議 第1回ワーキング グループ	平成27年 6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)について ・障害者差別解消法と千葉県条例の役割について ・法施行までのスケジュール等
第2回ワーキング グループ	平成27年 10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経過及び今後のスケジュールの報告 ・庁内及び権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集結果の報告 ・相談受付フローチャートについて ・県と市の連携について ・イベントについて ・対応要領について ・次回モデル会議(11/24)について
第1回モデル会議	平成27年 11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・配慮等の事例収集について ・相談窓口と相談の流れ ・県と市の連携について ・条例案・職員対応要領案について ・イベントについて
第2回モデル会議	平成28年 2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・条例案、職員対応要領案について ・障がい者差別解消支援地域協議会の在り方について(まとめ)

(2) モデル会議等における課題の把握

ワーキンググループにおける課題の把握

ワーキンググループにおいては、平成25年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

また、配慮に関するアンケート調査(平成27年7月1日~30日実施)や、当該アンケート結果に基づくヒアリング(同8月24日~28日実施)、自立支援協議会権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集等を通じ、浦安市役所内での配慮に関する各種事例を取りまとめるとともに、「浦安市市長部局等における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の策定に向けた検討に資することとした。

千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキンググループでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組がある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされた。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができるという指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

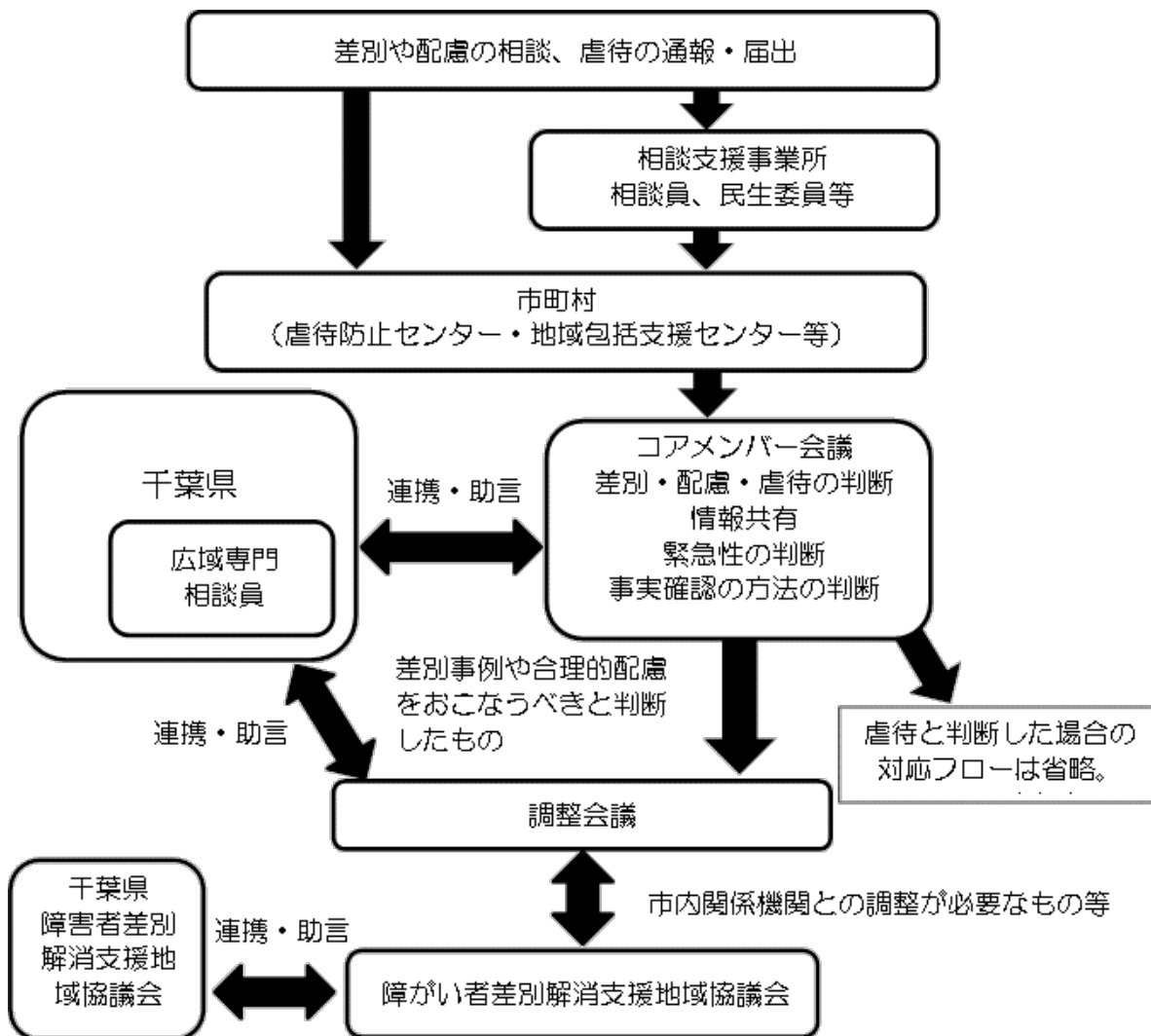
(3) モデル会議における提案等

相談窓口と支援体制について

既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取組を進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとした。

(図) 提案された新たな相談窓口と支援体制



事例 7：明石市

1．明石市の概況

人口：292,078 人（H28.2 現在推計人口）

面積：49.42 km²

障害者手帳所持者数	明石市 (H26.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	12,026 人	525.2 万人
療育手帳	2,190 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	2,007 人	75.1 万人

2．明石市における現状と課題

(1) 「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」 (以下「条例」)の特徴

合理的配慮の提供支援に関する施策

合理的配慮の提供の実現に向け、民間事業者等にのみ配慮に係る負担を求めるのではなく、市も支援や助成等を実施。

障害理解に関する施策

障害者と障害者でない者との交流の機会や支援を進めていくことを規定。

障害を理由とする差別を解消するための施策

差別事案発生の場合に備えて、相談・助言の仕組みを定めるとともに、相談による解決が図られない場合は、第三者機関によるあっせん等を行うことを規定。

(2) 条例に基づく新たな取組

合理的配慮の提供支援に関する助成制度の創設

民間事業者等による合理的配慮の提供に際して発生する負担を軽減するための助成制度や民間事業者等の主体的な取組を支援する制度を新たに導入。

< 補助対象とする事例（案） >

- ・点字による情報保障に必要な器具の購入、点字対応に要する費用
- ・筆談による情報保障に必要な器具
- ・知的障害のある方への情報保障に必要な器具の購入、写真やイラストによるコミュニケーションに要する費用
- ・段差解消のためのスロープの設置費用 等

差別事案解決システムの実施

(ア) 相談・助言等

障害を理由とする差別が発生した場合に対応できる相談窓口を設置。第一段階として、障害者、その家族、支援者、事業者等からの相談を受け付け、必要があれば差別したとされる側にも事情等を聞きながら解決に向けた調整を実施。

(イ) あっせん手続

相談を受けて調整を行っても相手となる事業者等に応じてもらえない場合は、障害者差別解消に基づく地域協議会において、あっせんを実施。

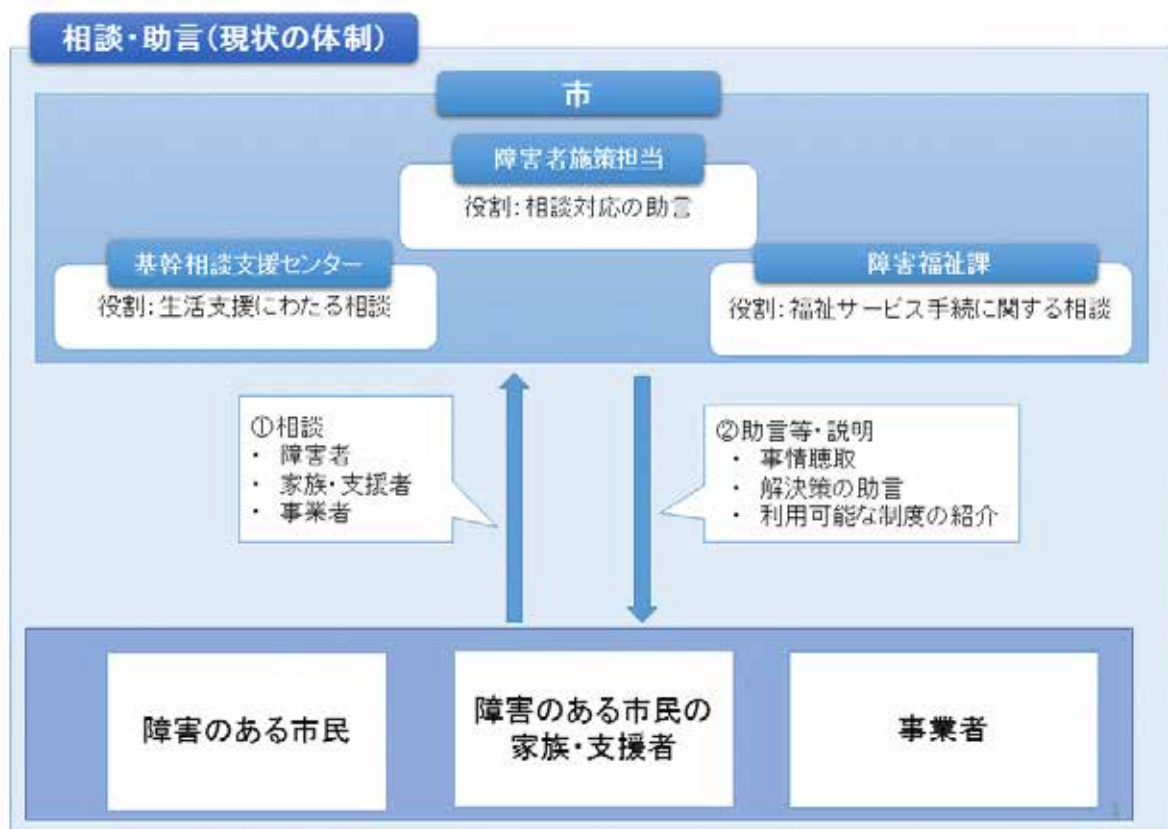
(ウ) 勧告・公表等

あっせん手続を経過しても応じてもらえない場合は、勧告、公表等を想定。

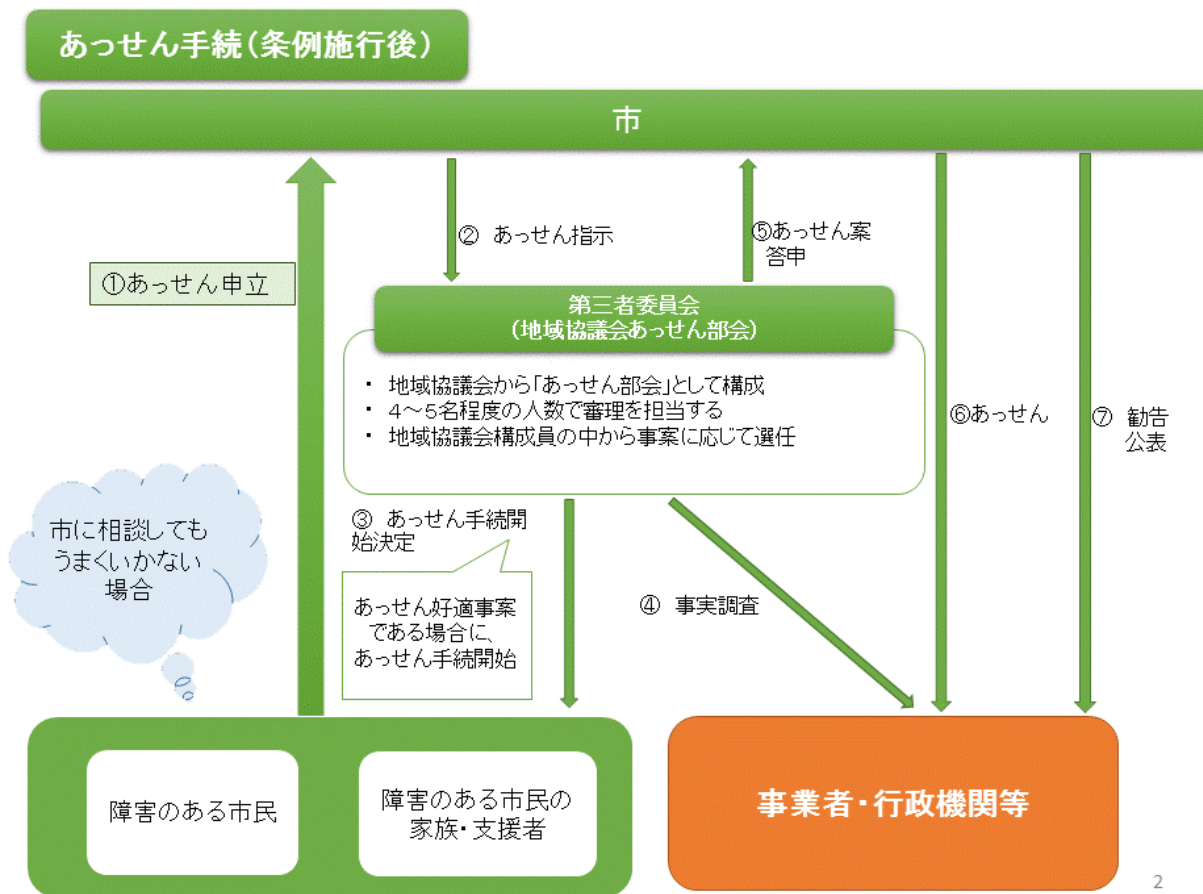
その他

障害者差別の該当性判断の基準の詳細等を定めるガイドラインを作成。

(図1) 相談・助言(現状の体制)



(図2) あっせん手続(条例施行後)



2

3. (仮称)明石市障害者差別解消条例検討会

(1) 設置形態

明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例に基づき、(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会(モデル会議)を設置。所管事項は次のとおり。

- 合理的配慮の促進及び啓発に関する事項
- ガイドラインの作成及びガイドラインを踏まえた相談事例の対応の検証に関する事項
- 本条例の施行状況に関する検討
- あっせん等の申立があった際のあっせん案の提示
- その他、障害を理由とする差別解消に必要な企画及び立案に関する事項

(2) 構成メンバー(計24名)

委員区分	所属及び職名
学識経験者・弁護士	西宮市権利擁護支援センター運営委員長(元東洋大学教授)
	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授

	大阪弁護士会弁護士
社会福祉・保健医療関係者	兵庫県社会福祉士会会長
	明石市民生児童委員協議会障害福祉専門部会部会長
	医療法人社団医仁会譜久山病院院長
	医療法人社団東峰会関西青少年サナトリウムソーシャルワーカー室課長
障害者の支援者	明石市立木の根学園たんぽぽ工房管理者
	F O P 明石事務局（難病当事者の親）
障害者又は障害者の家族	明石市身体障害者福祉協会会長
	明石地区手をつなぐ育成会会長
	明石ろうあ協会事務局長
	明石市視覚障害者福祉協会
	明石市障害者就労・生活支援センターあくど管理者
民間事業者	明石地区バス協会会長（神姫バス株式会社明石営業所 所長）
	株式会社エスコアハーツ常務取締役
	明石商工会議所副会頭
教育関係者	兵庫県立いなみ野特別支援学校進路指導副部長
関係行政機関の職員	明石公共職業安定所次長
公募市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議 (第2回検討会)	平成27年 8月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民タウンミーティング及び事業者書面ヒアリングの実施報告 ・(仮称)明石市障害者差別解消条例の方向性 ・障害者差別解消支援地域協議会(モデル事業関連) ・明石市における障害者差別解消支援地域協議会の在り方
第2回 モデル会議 (第3回検討会)	平成27年 10月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・条例のポイントと検討論点

第3回 モデル会議 (第4回検討会)	平成27年 11月17日(火)	・ 条例素案 ・ 合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度 (案)
--------------------------	--------------------	---

(2) 平成27年度におけるモデル会議の主な成果

明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例
(2. 参照)

合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度

(仮称)明石市障害者差別解消条例は、市民に対する「合理的配慮の提供支援」を実現することを基本理念としているが、「合理的配慮」という概念は、障害者権利条約に端を発する比較的新しい概念であり、いまだ市民の間に定着しているとはいえないことから、市民の間で合理的配慮提供義務の履行を物理的、心理的に容易にし、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、市民間における合理的配慮の提供に際して発生する経済的負担に対し、市が公的に助成する制度を新たに設けるもの。

< 対象 >

合理的配慮の提供を検討中の市民・事業者

(例) 事業者(営利・非営利不問)、自治会等の地域の団体 等

< 制度概要 >

合理的配慮を提供しようとする者(以下「申請者」という)から市長に対し、提供しようとする合理的配慮の内容と、予算を申請

(添付書類の案: 見積書、計画書等)

あらかじめ要綱等で例示列挙したメニューに関しては、申請に応じて速やかに助成を決定

(メニューの例)

- ・ 点字による情報保障に必要な器具の購入、点字対応に要する費用
- ・ 筆談による情報保障に必要な器具
- ・ 知的障害のある人への情報保障に必要な器具の購入、写真・イラストによるコミュニケーションに要する費用
- ・ 段差解消のためのスロープ

あらかじめ要綱に定めのないメニューに関する申請については、地域協議会へ諮問し、地域協議会で申請内容が合理的配慮の趣旨に沿うものか否か、金額が妥当であるか等を審査し、認否を決定

市長から申請者に対し、決定額を通知し、その後支給

事例 8：湘南西部圏域

1．湘南西部圏域の概況

人口：587,904 人（H26.12 現在推計人口）

面積：253.27 km²（構成市町の合計値）

構成市町：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

障害者手帳所持者数）	湘南西部 （H26.3 末現在）	全国
身体障害者手帳	17,858 人	525.2 万人
療育手帳	4,080 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	3,878 人	75.1 万人

構成市町の合計値

2．湘南西部圏域における現状と課題

（1）障害者差別の解消等に関する取組状況

神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という。）では、神奈川県・圏域を構成する市町（以下、圏域市町という。）とともに障害者差別の解消に関する条例等を制定しておらず、平成 28 年 4 月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法という。）の施行に合わせ、障害者差別の解消等に関する取組を進めることとなっている。

現時点では、圏域市町の障害福祉担当部署や委託相談支援事業所等において障害者差別と思われる事案に関する相談に応じているほか、障害者総合支援法に基づく「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等において障害者の権利擁護をテーマとした協議が行われている事例はあるものの、障害者差別に焦点を当てた取組は緒に就いた段階といえる。

（2）広域型地域協議会設置の必要性

圏域市町においては、近年の障害者施策を取り巻く法制度の創設・改正への対応に追われている状況であり、差別解消法の施行準備についても、共通的な事項は広域で対応することにより効率化を図ることが求められていた。また、障害者差別の解消に資する取組についても、市町が単独で行うよりも広域で進める方がスケールメリットを期待できることから、湘南西部圏域という広域での地域協議会（以下、広域型地域協議会という。）をモデル的に立ち上げることにした。

3. 障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

湘南西部圏域においては、これまで特に障害者差別の解消に資する取組が行われておらず、また広域型地域協議会を検討していたことから、障害者総合支援法に基づき設置されていた「湘南西部圏域自立支援協議会」(以下、圏域自立支援協議会という。)の枠組みを活用してモデル的な地域協議会を立ち上げることとした。

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議開催までの事前調整

広域型地域協議会を設置することを目指し、モデル会議を円滑に開催するため、事前に次の調整を進めた。

(圏域内市町との調整)

圏域市町においては、差別解消法の施行に向けた準備が必要との認識は共有されていたものの、取り組むべき事項や進め方等については検討段階であった。そのため、電子メールや電話等で協議した結果、暫定的な事務局機能を平塚市に置くこととし、平塚市が圏域の市町へ出向き差別解消法の概要説明と広域型地域協議会の設置に関する意見交換を行った。その際、重点的に協議したポイントは次のとおり。

- ・ 広域型地域協議会の設置による圏域市町の協議会業務軽減
- ・ 職員対応要領の共通素案作成と合同ヒアリングの実施
- ・ 共通的な相談体制の検討
- ・ 広域的な対応が必要な相談事案への対応スキーム検討

障害者差別解消法・湘南西部圏域モデル協議会 構成員名簿

委員区分	所属及び職名
障害福祉事業者	(福) 素心会総括管理室長
	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会ほっとステーション平塚施設長
	(特非) 総合福祉ホ－テント－はだの障害福祉なんでも相談室長
	(特非) 伊勢原市手をつなぐ育成会地域作業所ドリーム所長
	(福) かながわ共同会秦野精華園長
就労支援関係	平塚公共職業安定所専門援助部門総括職業指導官
	障がい者就業・生活支援センターサンシティ
教育関係	神奈川県立平塚盲学校
	神奈川県立平塚ろう学校
	神奈川県立湘南養護学校

	神奈川県立伊勢原養護学校
	神奈川県立秦野養護学校
障害者団体	(特非)神奈川県障害者自立生活支援センター
	秦野市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センターすみれ
社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会
	秦野市社会福祉協議会
	伊勢原市社会福祉協議会
行政関係	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課()
	平塚市障がい福祉課
	秦野市障害福祉課
	伊勢原市障害福祉課
	大磯町町民福祉部福祉課
	二宮町健康福祉部福祉課
県機関	平塚児童相談所
	平塚保健福祉事務所
	平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課
自立支援協議会	平塚市自立支援協議会
	秦野市障害者支援委員会
	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会
	二宮町・大磯町自立支援協議会
	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター()

名簿の後ろに「 」のある構成員がモデル会議のみ参加の者、それ以外は圏域自立支援協議会と重複している者

(神奈川県との調整)

神奈川県に対しては、管内である湘南西部圏域において、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を設置する方向について理解を求めるとともに、圏域自立支援協議会の事務局となっている湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との協働について意見交換した。

また、神奈川県としては県内唯一のモデル会議となることから、広域的な課題への対応だけでなく、県内各市町村に対する情報提供ノウハウの蓄積などを目的として、障害福祉課長が参加することとなった。

(湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との調整)

湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所に対しては、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を立ち上げることの報告と、事務局機能の協働を要請し、承諾を得た。

具体的には、開催の年度計画を共同で検討した後、会場確保は地域協議会側で行い、開催通知や資料はそれぞれで準備した上で発送業務は自立支援協議会側が一括して行うほか、当日の会場設営は合同で行い、事務局機能はそれぞれが独立して行うこととした。また、モデル会議の中間報告会や差別解消法の事業者向け説明会などは、協働により開催し、広く圏域の関係者へ周知することとした。

(圏域自立支援協議会構成員との調整)

圏域自立支援協議会構成員に対しては、今年度が改選期だったため構成員の継続意向確認を文書で行ったタイミングを捉え、差別解消法及び地域協議会の概要を説明する資料、さらには湘南西部圏域においては広域型地域協議会を立ち上げる方向であり、その際には圏域自立支援協議会の枠組み活用が有力である旨の協力要請文書を同封した。また、平成 27 年度第 1 回の圏域自立支援協議会開催通知にも同内容の文書を同封し、再度の協力要請を行った。

(2) モデル会議等の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回ワーキングチーム	平成 27 年 6 月 23 日(金)	・モデル会議の開催に向けた打合せ
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 22 日(水)	・障害者差別解消法、障害者差別解消支援地域協議会の概要について ・湘南西部圏域におけるモデル協議会の設置について ・会長・副会長の選任について ・ワーキングチームの設置について ・今後のスケジュールについて
第 2 回ワーキングチーム	平成 27 年 8 月 26 日(水)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 3 回ワーキングチーム	平成 27 年 10 月 5 日(月)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について

第2回モデル会議	平成27年 10月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域市町における職員対応要領について ・圏域市町共通版職員対応要領(素案) ・実態把握のためのアンケート、ヒアリングについて ・障害者差別に関する相談対応体制について ・中間報告会での報告事項や登壇者等について
第4回ワーキングチーム	平成27年 12月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領(案)について ・対応要領(案)に関するヒアリングについて ・実態把握のアンケート・ヒアリングについて
第3回モデル会議	平成28年 2月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングを踏まえた職員対応要領の作成について ・地域フォーラム(中間報告会)の開催報告について ・内閣府主催「最終報告会」について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて ・平成28年度以降の地域協議会について
第5回ワーキングチーム	平成28年 2月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領の作成について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて ・平成28年度以降の地域協議会について

モデル会議はいずれも圏域自立支援協議会の枠組みを活用しており、例えば13時から15時を圏域自立支援協議会、その後15分程度の休憩時間を挟み、構成メンバーを入替(増員)した後、15時15分から16時45分までを広域型地域協議会として開催するなどの運用としている。

(3) モデル会議における協議事項と方向性

圏域市町における障害者差別の状況把握に関すること

平成27年度中に実態把握のためのアンケート・ヒアリングに着手することとした。

障害当事者向けと事業者(行政機関)向けの2種類を用意し、さらに、知的・発達障害等の特性に配慮した「わかりやすい版」も作成した。

なお、事業者に対するアンケート・ヒアリングの実施に際しては可能な限り訪問、対面によるヒアリングを行い、法の周知にもつなげることを期待。

圏域市町「職員対応要領」の共通案作成に関すること

モデル会議の枠組みを活用し、「職員対応要領」の共通素案は圏域市町が共同で作成することとした。ワーキングチームで素案を検討し、モデル会議での意見も踏まえて素案を取りまとめ、合同で圏域市町の障害者団体等からのヒアリングを実施した。

合同開催としたことにより、会場の確保や情報保障(手話通訳)の集約等に関して

効率化を図ることができたほか、他地域の障害者団体等の意見も同時に聴取することで、単独で開催するよりも多様な意見に接することができた。

さらに、意見発表前後の傍聴を自由にすることで、障害者団体も他の障害特性や他地域の発表を傍聴することにより、障害者間の相互理解が促進された。

障害者差別に関する相談の対応体制構築に関すること

まずは、障害者差別の状況を把握するためのアンケート・ヒアリングの結果を分析し、関連の深い窓口を洗い出した上で、各窓口で対応にばらつきが生じないような共通の相談対応票の作成、相談対応スキーム等も含め、法施行後に本格検討することとした。

(3) 平成 28 年度に向けた課題

地域協議会の本設置

本モデル会議は障害保健福祉圏域という複数の市町によって構成される広域で設置されているため、設置根拠をいわゆる「規則」や「要綱」とすることが困難。そのため、協議会の運営に関する定めという特性を踏まえ、設置根拠については「協議会会長決定」とすることを想定。

実態把握のためのアンケート・ヒアリングの実施と取りまとめ

平成 27 年度中に着手する実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて、28 年度上半期を目途として取りまとめる予定。

取りまとめに際しては、市町ごとに集計方法等の差異が生じないように、共通様式の整備が必要。また、アンケート・ヒアリングは障害者差別と思われる事案の傾向や必要とされる合理的配慮の方向性、効果的な啓発活動の在り方など、今後の地域協議会における主要な協議、検討テーマの素材となることから、単に結果を取りまとめるだけでなく、十分に回答内容を分析する必要。

相談体制の整備に関する検討

障害者差別と思われる事案が生じた際の相談については、一義的には障害福祉担当部署において対応することとなるが、行政機関として統一的な対応が図られるよう、共通の相談対応票などの整備を検討する必要。

また、相談を受けた後の取組については、相談内容によって異なることが予想されるため、相談を受けてから具体的な取組につなげるまでの相談対応スキームについても検討する必要。

周知啓発に関する検討

各市町における周知や啓発活動に加え、広域型地域協議会の特性を活かした、効果的な周知啓発の在り方を検討する必要。例えば、本圏域では鉄道や路線バスの運行事業者が比較的限られていることから、公共交通機関を対象とした個別の啓発活動を展開することも考えられる。

また、法の附帯決議にもあるような、グループホーム等の障害者関連施設の認可等に際して重要となる住民の理解を得るための啓発活動の在り方（地域の関係団体や障害者団体等との役割分担等）について意見交換することも考えられる。